

寄附金の使い道(事業メニュー)

皆様からの寄附金は、ご指定いただいた使い道に沿って、高槻市の事業に有効に活用させていただきます。

- ① 良好な景観の形成
- ② 安全・安心のまちづくり
- ③ 子育て環境の充実
- ④ 教育環境の充実
- ⑤ 歴史遺産の保存・活用
- ⑥ 健康づくりと医療の充実
- ⑦ 福祉の充実
- ⑧ 産業の振興
- ⑨ 環境の保全及び創造
- ⑩ 市民活動の充実・支援
- ⑪ 文化・芸術の振興
- ⑫ スポーツの振興
- ⑬ 安満遺跡公園の運営
- ⑭ 市長におまかせ



高槻市マスコットキャラクター はにたん

返礼品について

1万円以上の寄附を頂いた方には、寄附金額に応じて高槻市の魅力あふれるお礼の品をお届けします。

返礼品の詳細は、市ホームページをご覧ください。

■ 市ホームページ

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

返礼品に関する留意事項

- 返礼品は寄附金の入金確認後に発送いたします。(入金確認後約2か月後)
- 返礼品の配達日時の指定はできません。
- 長期不在等により、お届けができない場合の再発送はいたしません。長期不在にされる予定がありましたら、その旨を申込時にお知らせください。
- お申込後の返礼品の変更はお受けできません。
- 掲載している返礼品の写真はイメージです。また、予告なく内容が変更になる場合がございます。(最新の内容につきましては、市ホームページをご覧ください)

「ふるさと寄附金」申込みの流れ

① 申込み

インターネット

市ホームページから申込
(外部サイト「ふるさとチョイス」を利用)

メール・FAX
郵送・窓口

市ホームページから申込書をダウンロードし、
必要事項を記入の上、下記までお送り下さい。
※クレジットカード決済は選択できません。
※申込書は下記窓口でも配布しています。

② 納付手続き

▼ 【クレジットカード】

▼ ①の申込み完了後、クレジットカード決済の画面に(Yahoo!公金支払い)に
▼ 遷移しますので、引き続き決済手続きを行って下さい。

▼ 【納付書】

▼ 市が発行する納付書により、金融機関で払込みしてください。
▼ (納付書は、申込受付後に送付します)

③ 返礼品の受取り

▼ 入金確認後、選択されたお礼の品を発送いたします。
▼ ※発送は入金確認後約2か月後となります。

④ 税額控除手続き

▼ 領収証書(納付書払込みの場合)、後日、市から送付する受領証明書(クレジットカード決済の場合)は確定申告の際に必要ですので、大切に保管して下さい。
▼ ワンストップ特例制度を利用する場合は、市へ申告特例申請書を提出する必要があります。(申請書は寄附金の入金確認後、希望者に郵送します)

あなたの思いでふるさと「たかつき」を
ますます元気に！

高槻市 ふるさと 寄附金

「ふるさと寄附金制度」とは…

生まれ故郷や応援したいと思う自治体に対し、「寄附金」という形で応援していただくと、
今お住まいになっている自治体に納める住民税や所得税が
一定額まで控除される制度です。

(詳細/総務省HP：ふるさと納税ポータルサイト)

問合せ先

高槻市 総合戦略部機動政策室 TEL. 072-674-7274

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

☒ kidousei-82@city.takatsuki.osaka.jp FAX: 072-671-1705

外部サイト
「ふるさとチョイス高槻市」

